

春日部市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第２条			第２条		
４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。<u>第21条において</u>「公開条例」という。）第３条第４号に規定する情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。			４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。<u>以下</u>「公開条例」という。）第３条第４号に規定する情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第５項において</u>「番号利用法」という。）第２条<u>第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 （利用及び提供の制限）			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。）第２条<u>第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 （利用及び提供の制限）		
第12条			第12条		
５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号<u>まで</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号<u>まで及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第39条第１項第１号	又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき。	第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利	第39条第１項第１号	又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき。	第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利

		用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。			用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			(個人情報ファイル簿の作成及び公表)		
第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。			第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下この条において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。		
2			2		
(1)			(1)		
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)			ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)		
(開示請求権)			(開示請求権)		
第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に <u>対し</u> 、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。			第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に <u>対し、議会の保有する</u> 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。		
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。			2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第49条において「開示請求」という。)をすることができる。		

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（<u>以下</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (訂正請求権) 第32条 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（<u>以下</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 (訂正請求の手続) 第33条 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（<u>以下</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（<u>以下</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（<u>以下</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 (利用停止請求の手続) 第40条 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（<u>以下</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（<u>以下この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (訂正請求権) 第32条 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（<u>以下この章及び第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 (訂正請求の手続) 第33条 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（<u>以下この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（<u>以下この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（<u>以下この章及び第49条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 (利用停止請求の手続) 第40条 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（<u>以下この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
--	--

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第6章 罰則 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第6章 罰則 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定以外の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。